

議案第10号

川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月13日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市介護保険条例の一部を改正する条例

川崎市介護保険条例（平成12年川崎市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条の3第1項及び第4項中「第5条第3項」を「第5条第4項」に改める。

第8条第1項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同項第1号中「37,890円」を「35,990円」に改め、同号イ中「第22条第21号イ」を「第22条第22号イ」に改め、同項第2号中「37,890円」を「35,990円」に改め、同項第3号中「49,257円」を「46,035円」に改め、同項第4号中「56,835円」を「53,391円」に改め、同項第5号中「68,202円」を「71,188円」に改め、同項第6号中「75,780円」を「79,097円」に改め、同項第7号中「87,147円」を「90,962円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ、第17号イ又は第18号イ」に改め、同項第8号中「94,725円」を「98,872円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ、第17号イ又は第1

8号イ」に改め、同項第9号中「113, 670円」を、「118, 646円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ、第17号イ又は第18号イ」に改め、同項第10号中「125, 037円」を「134, 465円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ、第17号イ又は第18号イ」に改め、同項第11号中「132, 615円」を「142, 375円」に改め、同号ア中「5, 000, 000円」を「4, 000, 000円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ、第17号イ又は第18号イ」に改め、同項第16号中「212, 184円」を「261, 021円」に改め、同号を同項第19号とし、同項第15号中「197, 028円」を「229, 382円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「又は次号イ」を加え、同号を同項第17号とし、同号の次に次の1号を加える。

(18) 次のいずれかに該当する者 245, 201円

ア 合計所得金額が20, 000, 000円以上30, 000, 000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第8条第1項第14号中「181, 872円」を「213, 562円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ又は第18号イ」に改め、同号を同項第16号とし、同項第13号中「166, 716円」を「197, 743円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第17号イ又は第18号イ」に改め、同号を同項第15号とし、同項第12号中「151, 560円」を「166, 104円」に改め、同号ア中「7, 000, 000円」を「6, 000,

〇〇〇円」に改め、同号イ中「第14号イ又は第15号イ」を「第15号イ、第16号イ、第17号イ又は第18号イ」に改め、同号を同項第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

(14) 次のいずれかに該当する者 181,924円

ア 合計所得金額が6,000,000円以上7,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第16号イ、第17号イ又は第18号イに該当する者を除く。）

第8条第1項第11号の次に次の1号を加える。

(12) 次のいずれかに該当する者 150,285円

ア 合計所得金額が4,000,000円以上5,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ又は第18号イに該当する者を除く。）

第8条第2項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「22,734円」を「22,543円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「30,312円」を「30,216円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「53,046円」を「52,995円」に改める。

第12条第4項中「若しくは第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ、第17号イ若しくは第18号イ」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第8条第1項第1号イの改正規定は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

2 改正後の条例の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

#### 参考資料

#### 制 定 要 旨

令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率を定めること等のため、この条例を制定するものである。